公表資料

総務省東北管区行政評価局

国の出先機関の庁舎におけるAEDの設置促進について

－行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん－

総務省東北管区行政評価局では、当局及び管内行政評価事務所が受け付けた国の行政に関する苦情・要望のうち、

- 相談者の利益と公共の利益の調整が必要なもの
- 複数の行政機関が関係し調整が必要なもの
- 制度改正しなければ苦情の解決が図られないもの

などの苦情等について、民間有識者の意見を反映させ、国民的立場に立った的確かつ効果的な処理を推進するため、**行政苦情救済推進会議**（田畑精治座長：仙台商工会議所副会頭）に付議しています。

本行政相談については、平成18年11月27日開催の行政苦情救済推進会議での検討結果を踏まえ、**19年1月19日**付けで**仙台市内の合同庁舎を管理する東北総合通信局等4機関**に対して、合同庁舎へのAED（自動体外式除細動器）の設置を推進するよう**あっせん**しました。

実はここにも

総務省

＜本件照会先＞
総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官　根津　正
電話：022（262）7840

行政相談の要旨

心筋梗塞などの心室細動により心停止で倒れた人に対しては、AED（自動体外式除細動器）による蘇生術が救命にとって効果的であり、国によりAEDの使用が医療従事者以外の一般市民にも認められることとなった。

これを受け、県や市町村の庁舎や公共施設には、AEDの設置が進められているが、国の出先機関の庁舎には設置されていない。

国の出先機関の庁舎にもAEDの設置を進めてほしい。

調査結果

【東北6県・県庁所在市のAEDの普及啓発状況】

○　厚生労働省通知（平成16年７月１日付け医政発第0701001号、医政局長から各都道府県知事あて）により、非医療従事者によるAEDの使用が認められたことに伴い、一般市民に対する講習の実施等により、AEDの使用に関する普及啓発が行われるようになった。

○　厚生労働省通知を受けて、AEDの使用に関する講習の実施にあわせ、率先して庁舎等へのAEDの設置を進め、普及啓発に努めている。

【国の出先機関の庁舎での現状】

○　国の出先機関の庁舎においては、厚生労働省通知が一部の関係省庁の部局に発せられたにとどまり、各省庁を通じて国の出先機関に周知されていないことなどから、救急救命時におけるAEDの有効性が十分理解されておらず、設置が進んでいない。

検討の視点

県や市町村が積極的に庁舎等へのAEDの設置を進めてきているので、国の出先機関も一般市民の救命救急を推進する観点から、AEDの設置を促進する必要があるのではないか。

行政苦情救済推進会議での検討結果

① AEDによる救護活動は、一般市民が救命に積極的に関与し、突然の心停止の際の救命処置が迅速になされ、心停止者の救命率の向上が期待できるものである。

したがって、その普及啓発については、国の出先機関も県・市町村のように一般市民の関心と協力への意欲を高めるよう取り組むことが必要である。

② 東北6県、県庁所在市の6市では、一般市民や企業等にAEDの普及啓発を図るためには、まず、自ら率先するとの考え方に基づき、庁舎等へのAEDの設置を進めてきていることから、国の出先機関の庁舎にもAEDの設置を促進することが必要である。

③ 国の出先機関にAEDの効果的な普及啓発を図るためには、まず、多くのブロック機関等が入居する仙台市内の合同庁舎に、優先的に設置することが適当である。

なお、単独庁舎で一般市民の利用が多い機関においても、可能な限りAEDの設置に取り組んでいくことが望ましい。

あっせん要旨

国の出先機関が入居する合同庁舎を管理する機関は、一般市民の救命救急を推進する観点から、AEDの設置について入居する機関と協議し、設置を促進する必要がある。

あっせん

仙台市内の合同庁舎を管理する
東北総合通信局等4機関

平成19年1月19日

※ 単独庁舎で一般市民の利用が多いと思われる機関に対しても、参考連絡